

令和2年2月吉日

臨床実習指導者講習会

受講者 各位

公益社団法人日本理学療法士協会

担当業務執行理事

大工谷 新一

## 実務経験4年以上を確認するための書類提出について

(これから受講される方へ)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、臨床実習指導者講習会の受講対象者につきましては、臨床実習指導者講習会の開催指針におきまして、「実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士」と定められています。

つきましては、実務経験を確認するための書類として、「実務経験申告書」をご提出のうえ、講習会に参加いただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

謹白

### 記

#### 1. 実務経験申告書について

実務経験申告書に必要事項をご記載のうえ、施設代表者または部門代表者・責任者の証明印をいただいたうえで、都道府県担当者宛にご提出ください。

#### 2. 実務経験報告書の提出および保管等について

実務経験申告書については、原本は本人が保管し、その写しを都道府県の担当者に提出(PDFによる提出可)してください。

都道府県士会(協議会)は、その写しを保存(PDFによる電子保存可)・保管するとともに、定期的にPDF電子データを協会に提出することとしています。

以上

## 実務経験申告書に係る Q&A

**【問 1】** 理学療法免許取得後（登録日以降）の実務経験とあるが、勤務地が3ヶ所以上ある場合の対応如何。

(答)

勤務先が複数となる場合には、現在の施設代表者等に、過去の施設での実務経験を含めて承認してもらうこと。

なお、現在の施設代表者等から、以前の職場の証明をすることは出来ない等の申し出があった場合には、以前の職場の施設代表者等に証明を依頼するなどにより、実務従事証明を行うこと。

また、施設ごとに部門長等の証明をもらう場合には、申告書は複数枚提出すること。

**【問 2】** 勤務地が多数ある場合は、どうすればよいか。

(答)

勤務申告書の勤務先の記載は、実務経験4年以上の要件を満たす施設数で構わない（例えば、1年勤務した施設と8年勤務した施設があれば8年勤務の1施設で可）。

**【問 3】** 都道府県士会は、実務経験申告書のエクセルファイルを、メール添付で参加者に共有し、参加者は、エクセルデータに入力をして申告書を作成し、提出をしても良いか。

(答)

捺印以外はエクセルデータで作成し、捺印後にPDF等にデータ化して提出することで問題ない。

**【問 4】** 「実務経験報告書」を提出しない場合には、受講できないのか。

(答)

「臨床実習指導者講習会の開催指針」では、3. 受講対象者として、「実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士」と定められていることから、実務経験を確認できなければ、受講者として認めることはできない。